

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年6月19日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03-5524-8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきん3資産ファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

しんきん3資産ファンド（毎月決算型）（以下「当ファンド」といいます。「しんきん3資産」または「しんきん3資産（毎月）」と略して表記する場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。

（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

(5)【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。（購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等相当額」といいます。)が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社)

<コールセンター>0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00)

<ホームページ><http://www.skam.co.jp>

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

(7)【申込期間】

2020年6月20日から2020年12月18日まで

(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <http://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812(携帯電話・PHSからは 03-5524-8181)

(受付時間:営業日の9:00から17:00まで)

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額は、申し込みされた販売会社の本・支店等で支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

各営業日の午後3時までには受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式・債券 不動産投信))	年12回 (毎月)		ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

< 商品分類の定義 >

「追加型投信」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

「内 外」...目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「資産複合」...目論見書等において、株式、債券、不動産投信およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

「その他資産（投資信託証券（株式・債券・不動産投信））」...目論見書等において、投資信託証券を通じて主として株式・債券・不動産投信に投資する旨の記載があるもの

「年12回（毎月）」...目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの

「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「北米」...目論見書等において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「欧州」...目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ

「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

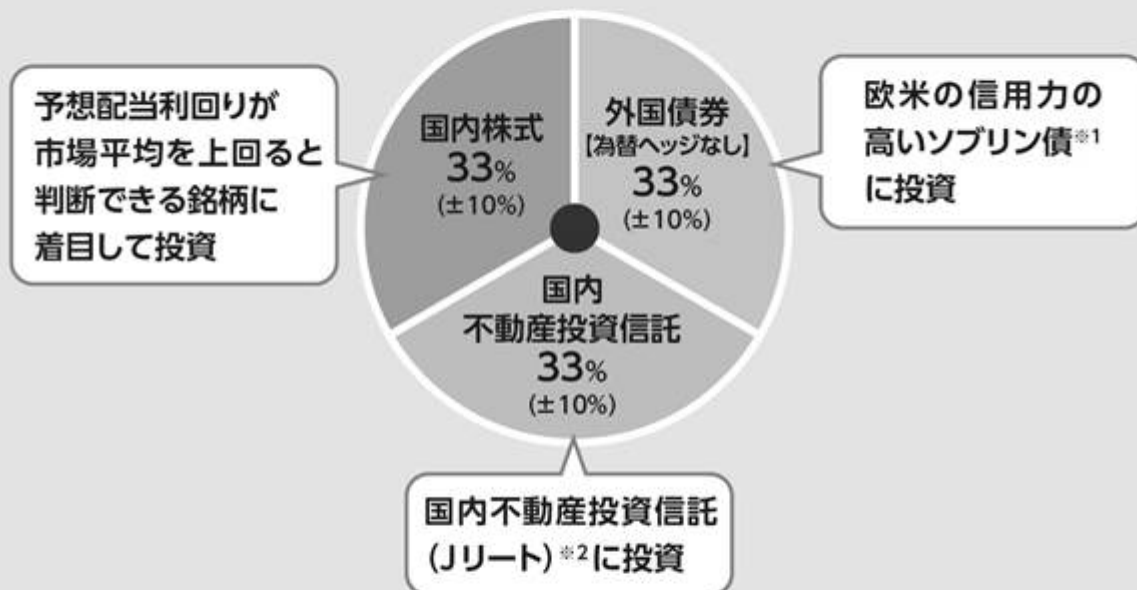
ファンドの特色

特色 1 分散投資をお手軽に

～分散投資に適した3つの資産をあらかじめ1つの投資信託にパッケージ～

- ◆ 3つの異なる資産（国内株式・外国債券・国内不動産投資信託）に分散投資します。
- ◆ 運用にあたっては、原則として、ファンドが実質的に保有する資産の投資信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう投資します。

3つの資産を同じ比率で約3分の1ずつ組入れます。



※ 1：ソブリン債とは各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。国際機関が発行する債券もソブリン債に含まれます。

※ 2：国内不動産投資信託（Jリート）とは、「投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家に分配金を支払う」という不動産を証券化した金融商品です。

- ◆ 上記の資産のうち、国内株式および外国債券への投資にあたっては、以下に定める投資信託証券の受益証券を通じて行うものとします。

- しんきん好配当利回り株マザーファンド
- しんきん欧州ソブリン債マザーファンド
- しんきん米国ソブリン債マザーファンド

特色2 リスクを抑えた資産運用を

～分散投資でリスクを抑えた資産運用のお手伝いをします～

- ◆分散することで、個別資産への投資に比べリスク（振れ幅）を軽減することが期待できます。

3つの資産(国内株式、外国債券、Jリート)の指数と均等に投資した場合の値動きの推移



	国内株式	外国債券	Jリート	資産組合せ
組合せの比率	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%
リスク(年率)	21.6%	9.5%	23.3%	14.4%

※ 2005年3月末から2020年4月末の下記の指数を使用し、しんきんアセットマネジメント投信(株)が作成したものです。

※ 「3資産均等分散」のグラフは各資産の日次リターンを基に、当ファンドの基本配分比率で日次でリバランスしたと仮定して算出したものです。

※国内株式：東証株価指数(TOPIX)、外国債券：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)、Jリート：東証REIT指数(配当込み)

※上記のグラフは、過去の各指数の実績に基づき算出したものであり、当ファンドの運用実績ではありません。コストや税金は考慮していません。また、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。当ファンドが投資対象とする各マザーファンド等の値動きは、各指数の値動きと異なります。

出所：Bloombergよりしんきんアセットマネジメント投信(株)作成

～参考指数について～

●「東証株価指数 (TOPIX)」について

「東証株価指数 (TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所（株）東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、（株）東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

●「FTSE 世界国債インデックス」について

「FTSE 世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

●「東証REIT指数」について

「東証REIT指数」は、（株）東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など、東証REIT指数に関するすべての権利は、（株）東京証券取引所が有しています。

特色3 毎月安定した分配金を

～利子・配当収益等を中心に毎月安定した収益分配を目指します～

- ◆ 毎月の決算時（20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。
- ◆ 下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 分配金は、利子・配当収益等を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案し決定します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

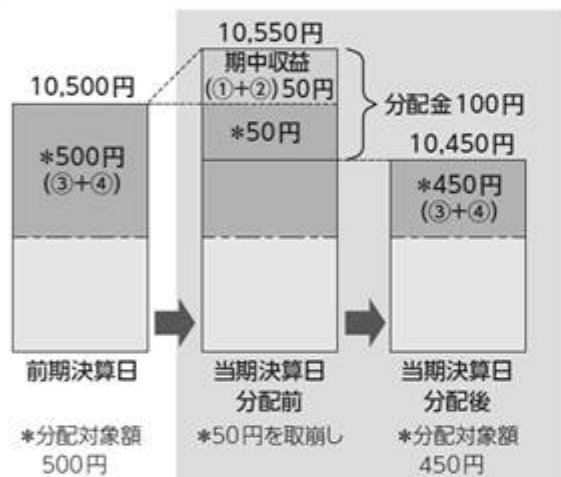
投資信託で分配金が支払われるイメージ



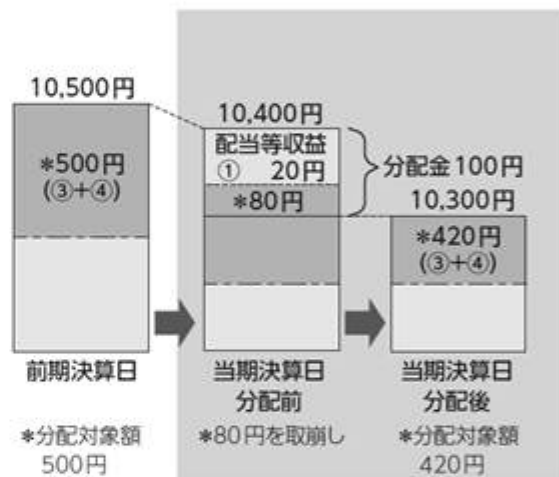
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

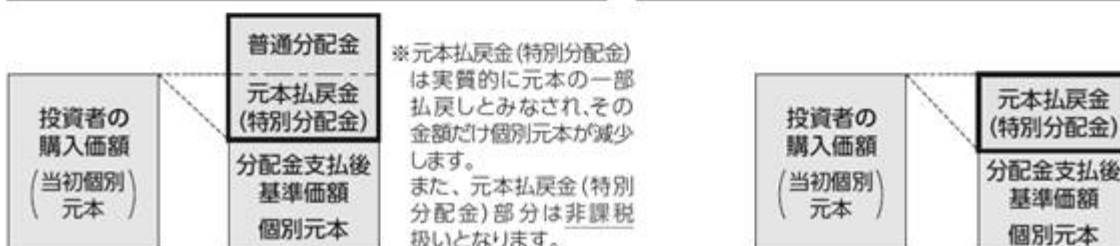
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

■ 投資する各資産について



国内株式

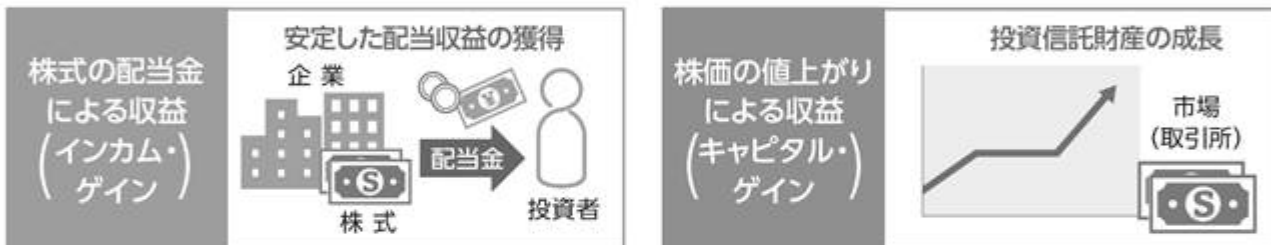
予想配当利回り[※]が市場平均より高く、今後も良好な業績を上げて、配当を維持できると期待できる好配当利回り株に投資します。

◎好配当株式のポイント

- 予想配当利回り[※]が市場平均を上回ると判断できる銘柄に着目することから、安定的な配当金による収益（インカム・ゲイン）を期待することができます。
- 企業業績や事業内容等を分析して投資を行い、中長期的な株価の上昇による収益（キャピタル・ゲイン）を狙います。

※「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「1株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

株式投資の2大要素



● 投資プロセス



国内株式（しんきん好配当利回り株マザーファンド）

- process 1 経済環境分析**
 経済動向など株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。
- process 2 組入銘柄の決定**
 予想配当利回りが東証第1部と東証第2部の平均値以上の銘柄だけを選定します。
 また、財務の健全性、業種分散などを踏まえ、全体のバランスを考慮し、実際に組み入れる銘柄を決定します。
- process 3 ポートフォリオのリスク分析**
 マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



外国債券（為替ヘッジなし）

欧米の信用力の高いソブリン債に投資します。

◎外国債券（為替ヘッジなし）のポイント

- ユーロと米ドルというなじみ深い主要通貨建債券による運用です。
- 外国債券の金利は国内債券の金利と比較して相対的に魅力的な水準にあります。
- ユーロ参加国※およびアメリカの国や政府機関、国際機関が発行する高い信用力の債券で運用を行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な分散投資を追求します。

※ユーロ参加国とは、欧州経済通貨同盟（EMU）加盟国をいいます。EMUとは、統一通貨「ユーロ」を導入する欧州連合（EU）加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。

● 投資プロセス



外国債券（しんきん欧州ソブリン債マザーファンド） （しんきん米国ソブリン債マザーファンド）

- process **1** 経済環境分析
経済動向など投資先の債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。
- process **2** 組入銘柄の決定
国別の金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、
国別の金利環境などを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。
- process **3** ポートフォリオのリスク分析
マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



国内不動産投資信託（Jリート）

わが国の金融商品取引所上場の国内不動産投資信託（Jリート）へ投資します。

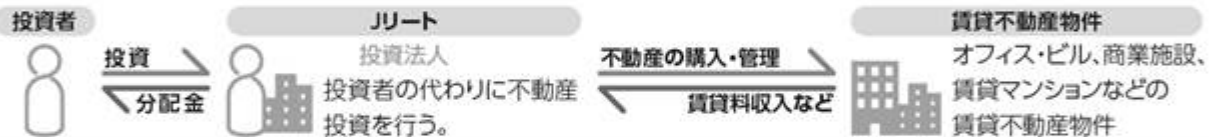
◎ Jリーートのポイント

- 間接的に不動産へ投資した効果が得られます。
- Jリートは、積極的に分配を行う仕組みになっているため、不動産からの収益を分配金として受け取ることが可能です。
- Jリートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産といえます。

Jリートとは

- Jリートとは、「投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家に分配金を支払う」という不動産を証券化した金融商品です。

<Jリーートの仕組み>



● 投資プロセス



国内リート

- process **1** **経済環境分析**
経済動向など J-REIT 市場を取り巻く環境を多角的に分析します。
- process **2** **組入銘柄の決定**
財務分析や流動性、価格の分析を踏まえ、実際に組み入れる銘柄を決定します。
- process **3** **ポートフォリオのリスク分析**
Jリーートの値動きやその要因等を管理・分析します。

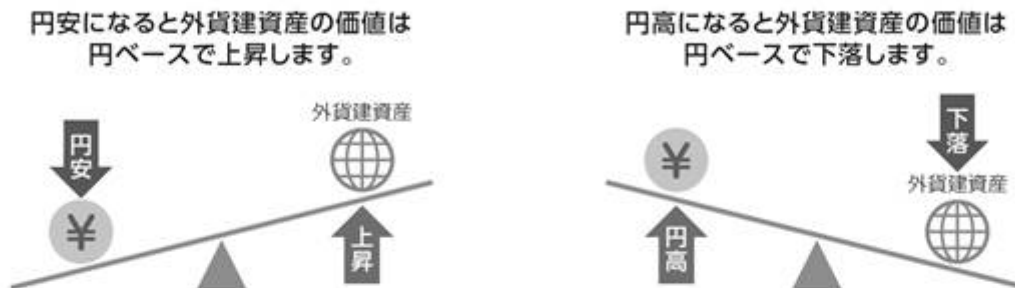
※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ3分の1を外貨建資産に投資します。

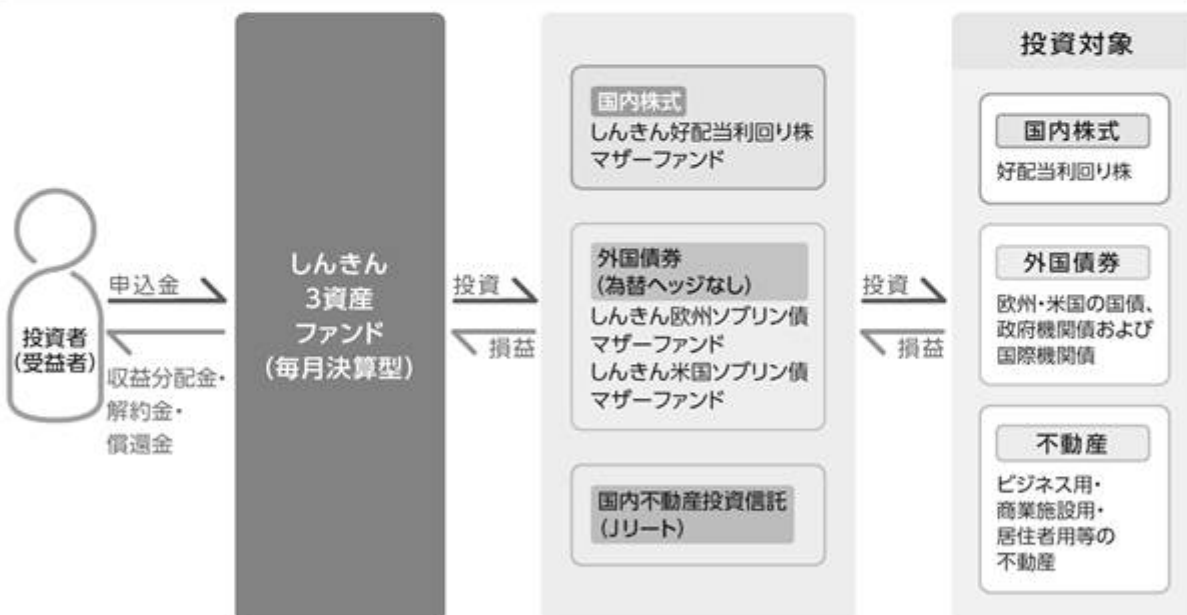
- 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み



※当ファンドの投資対象であるJリートは、上場投資信託であり、当ファンドは投資信託に投資する投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)に該当します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

信託金の限度額

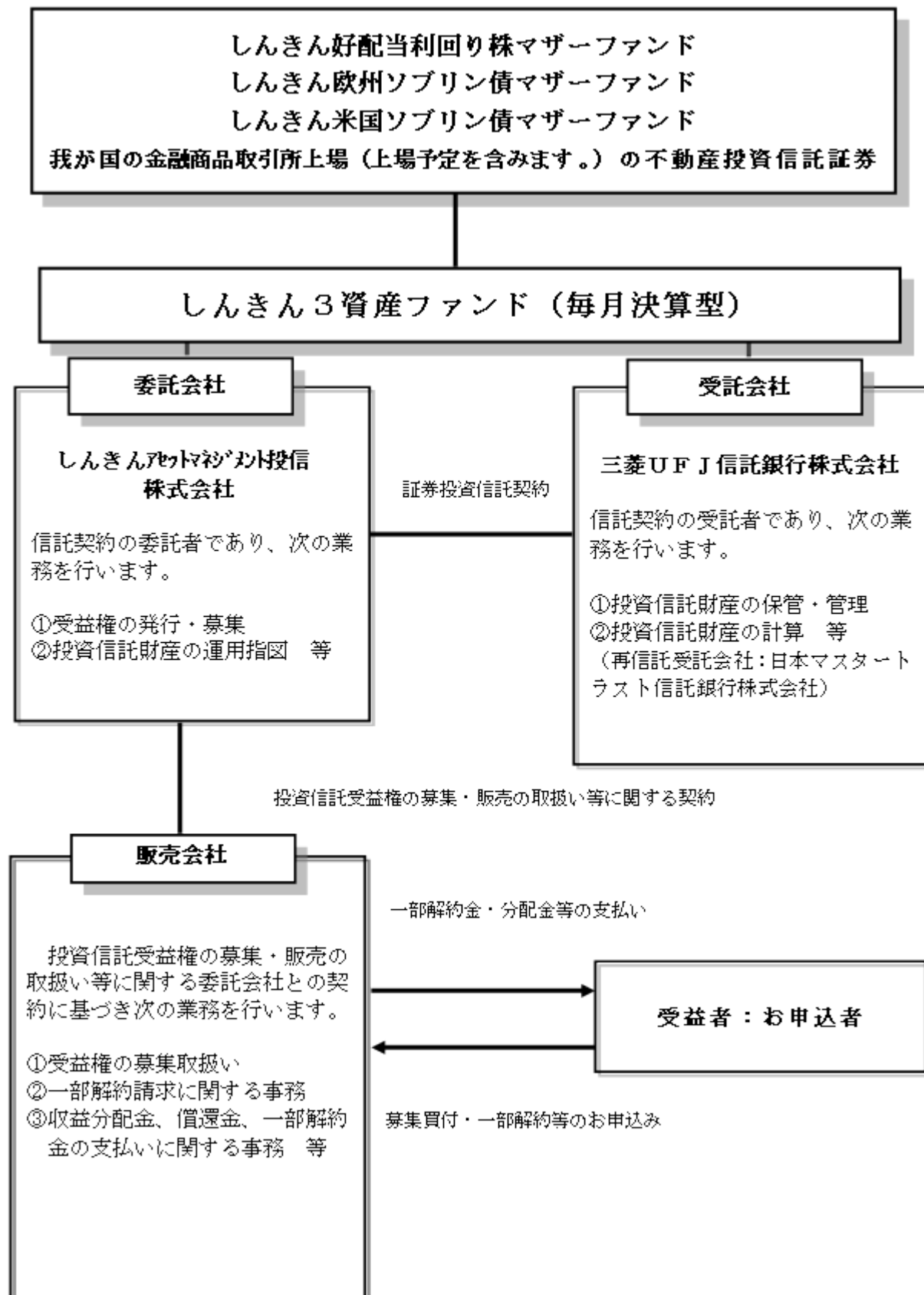
- ・ 3,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2005年3月23日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 >（本書提出日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本の額

200百万円

会社の沿革

- 1990年12月 全信連投資顧問株式会社として設立
- 1991年 3 月 投資顧問業の登録
- 1992年 3 月 投資一任契約に係る業務の認可
- 1998年11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
- 1998年12月 証券投資信託委託業の認可
- 2007年 9 月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
- 2017年 8 月 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲1丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 主として、投資信託証券に投資し、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- 運用にあたっては、原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の投資信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資します。
 - 国内株式・・・33%（±10%）
 - 外国債券・・・33%（±10%）
 - 不動産投資信託・・・33%（±10%）
- 上記の資産への投資にあたっては、以下に定める投資信託証券の受益証券を通じて行うものとします。
 - 証券投資信託「しんきん好配当利回り株マザーファンド」
 - 証券投資信託「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」
 - 証券投資信託「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」
 - わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 有価証券
- 金銭債権
- 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券およびわが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みません。)の不動産投資信託証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 証券投資信託「しんきん好配当利回り株マザーファンド」
- 2) 証券投資信託「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」
- 3) 証券投資信託「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」
- 4) コマーシャル・ペーパー
- 5) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 6) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 7) 新投資口予約権証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

なお、6)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資および買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)ならびに債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

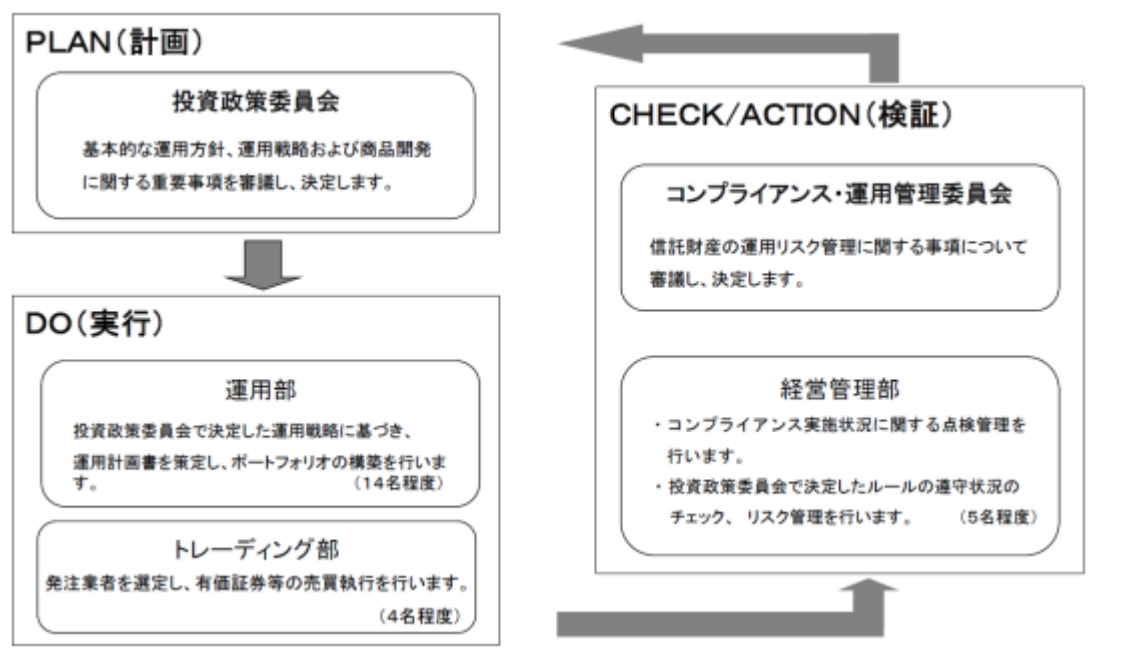
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会において、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な運用方針を策定します。また、基本的な運用方針に基づき、当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

分配金は、利子・配当収益等を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案し決定します。

留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

しんきん3資産ファンド（毎月決算型）の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることと

なった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 1) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b . 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c . 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 2) 借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 3) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める新投資口予約権証券に限りません。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<参考> 投資対象とする投資信託証券の概要

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資の対象

わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- 2) 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。
- 3) 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。
- 4) 株式以外の資産の組入比率は通常の場合50%以下とします。
- 5) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。
- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときならびにやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
- 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
- 14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
- 15) オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 16) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとし、ます。）

17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1)、12)および16)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに16)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記の1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

欧州経済通貨同盟（EMU）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主としてEMU参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) FTSE EMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限り、）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といい、）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい、）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号の定めるもので、1）から5）までの証券の性質を有するものとします。
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1）から5）までの証券および7）の証券または証書のうち1）から5）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8）から9）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1）から4）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) F T S E米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

前記「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」と同じ

投資の対象とする有価証券の範囲等

前記「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」と同じ

(3) 投資制限

前記「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」と同じ

不動産投資信託証券の概要

- (1) 「不動産投資信託証券」とは、不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託で、投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家へ分配金を支払う金融商品のことです。
- (2) 「Real Estate Investment Trust」の略称でREIT（リート）とも呼ばれ、日本における不動産投資信託（リート）の一般的な総称は「Jリート」です。
- (3) 当ファンドは、不動産投資信託証券（Jリート）の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

3【投資リスク】

「しんきん3資産ファンド（毎月決算型）」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入る有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入る有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

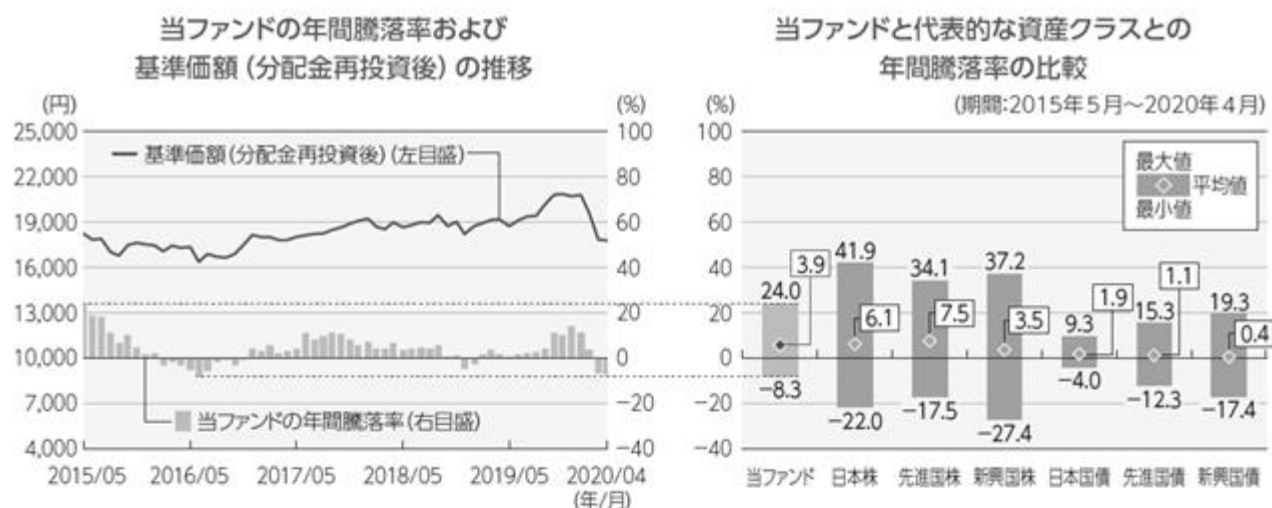
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2015年5月から2020年4月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。（購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率1.045%（税抜0.95%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用
（信託報酬）

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.43%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.07%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に係る監査費用は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

上場不動産投資信託は、市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示していません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時および換金時ならびに償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

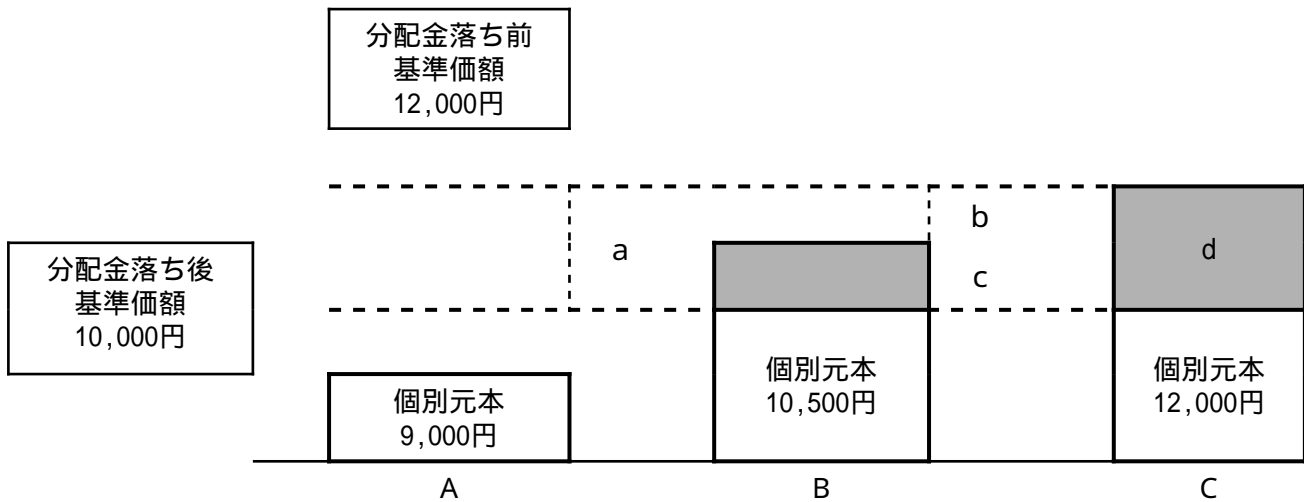
外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

以下は2020年4月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	17,769,306,760	33.36
親投資信託受益証券	日本	35,143,702,297	65.98
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		349,975,362	0.66
合計（純資産総額）		53,262,984,419	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	9,983,362,303	1.7367	17,338,105,311	1.8019	17,989,020,533	33.77
2	日本	親投資信託 受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	5,645,687,453	1.5334	8,657,097,140	1.5231	8,598,946,559	16.14
3	日本	親投資信託 受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	4,824,753,401	1.7871	8,622,316,802	1.7733	8,555,735,205	16.06
4	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	2,125	634,000	1,347,250,000	643,000	1,366,375,000	2.57
5	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	2,193	598,000	1,311,414,000	584,000	1,280,712,000	2.40
6	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	3,284	282,100	926,416,400	295,600	970,750,400	1.82
7	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	7,063	133,300	941,497,900	123,600	872,986,800	1.64
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	3,086	248,900	768,105,400	260,500	803,903,000	1.51
9	日本	投資証券	G L P投資法人	5,630	128,096	721,183,185	138,700	780,881,000	1.47
10	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	2,143	323,224	692,669,889	329,000	705,047,000	1.32
11	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	4,363	138,600	604,711,800	129,700	565,881,100	1.06
12	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	4,941	117,600	581,061,600	108,800	537,580,800	1.01
13	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	4,183	125,074	523,186,011	118,400	495,267,200	0.93
14	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	751	640,538	481,044,442	644,000	483,644,000	0.91
15	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	2,939	145,887	428,764,076	150,000	440,850,000	0.83
16	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	6,507	67,787	441,096,338	66,000	429,462,000	0.81
17	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,413	319,000	450,747,000	299,000	422,487,000	0.79
18	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,470	249,000	366,030,000	253,900	373,233,000	0.70
19	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	676	566,000	382,616,000	539,000	364,364,000	0.68
20	日本	投資証券	森ビルズリート投資法人	2,505	139,600	349,698,000	138,700	347,443,500	0.65
21	日本	投資証券	アクティブピア・プロパティーズ投資法人	1,083	326,500	353,599,500	317,000	343,311,000	0.64
22	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	2,101	150,071	315,300,270	151,700	318,721,700	0.60
23	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	984	321,920	316,769,375	320,500	315,372,000	0.59
24	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	507	608,000	308,256,000	597,000	302,679,000	0.57
25	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	634	453,000	287,202,000	425,000	269,450,000	0.51

26	日本	投資証券	イオンリート投資法人	2,414	107,972	260,645,493	107,600	259,746,400	0.49
27	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト 投資法人	1,432	171,600	245,731,200	170,400	244,012,800	0.46
28	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	2,678	90,400	242,091,200	90,500	242,359,000	0.46
29	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	793	319,418	253,298,540	304,000	241,072,000	0.45
30	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	2,024	123,400	249,761,600	116,200	235,188,800	0.44

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	33.36
親投資信託受益証券	65.98
合計	99.34

業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参 考 >

以下、ご参考として「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の「運用状況」を掲載します。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	23,999,160,630	97.49
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		617,975,530	2.51
合計(純資産総額)		24,617,136,160	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄
評価額上位30銘柄(国内株式)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	83,100	3,027.32	251,570,900	3,883.00	322,677,300	1.31
2	日本	株式	I D E C	電気機器	203,000	1,289.00	261,667,000	1,586.00	321,958,000	1.31
3	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	116,100	2,026.27	235,250,500	2,718.50	315,617,850	1.28
4	日本	株式	T K C	情報・通信業	58,700	4,300.15	252,419,100	5,350.00	314,045,000	1.28
5	日本	株式	トッパン・フォームズ	その他製品	325,500	739.47	240,699,600	951.00	309,550,500	1.26
6	日本	株式	みらかホールディングス	サービス業	114,500	2,141.09	245,155,800	2,701.00	309,264,500	1.26
7	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	72,100	3,439.00	247,951,900	4,255.00	306,785,500	1.25
8	日本	株式	カシオ計算機	電気機器	179,400	1,356.78	243,407,600	1,710.00	306,774,000	1.25
9	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	97,000	2,394.17	232,234,500	3,115.00	302,155,000	1.23
10	日本	株式	小松製作所	機械	146,100	1,599.22	233,646,600	2,062.50	301,331,250	1.22
11	日本	株式	アマダ	機械	304,100	802.00	243,888,200	983.00	298,930,300	1.21
12	日本	株式	日東電工	化学	55,200	4,255.00	234,876,000	5,410.00	298,632,000	1.21
13	日本	株式	太陽ホールディングス	化学	67,500	3,780.00	255,150,000	4,420.00	298,350,000	1.21
14	日本	株式	スター精密	機械	248,000	989.95	245,508,900	1,200.00	297,600,000	1.21
15	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	54,400	4,395.00	239,088,000	5,470.00	297,568,000	1.21
16	日本	株式	ニプロ	精密機器	244,800	1,006.00	246,268,800	1,209.00	295,963,200	1.20
17	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	12,900	17,110.00	220,719,000	22,940.00	295,926,000	1.20
18	日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	314,800	774.00	243,655,200	939.00	295,597,200	1.20
19	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	165,000	1,450.00	239,250,000	1,786.50	294,772,500	1.20
20	日本	株式	メイテック	サービス業	61,600	3,965.63	244,283,400	4,775.00	294,140,000	1.19
21	日本	株式	日本精工	機械	388,900	636.00	247,340,400	748.00	290,897,200	1.18
22	日本	株式	マックス	機械	179,400	1,371.00	245,957,400	1,613.00	289,372,200	1.18
23	日本	株式	三洋化成工業	化学	67,400	3,493.22	235,443,100	4,285.00	288,809,000	1.17
24	日本	株式	ユー・エス・エス	サービス業	168,500	1,460.00	246,010,000	1,710.00	288,135,000	1.17
25	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	340,000	707.53	240,563,500	846.00	287,640,000	1.17
26	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	558,000	457.74	255,420,000	512.00	285,696,000	1.16
27	日本	株式	J X T Gホールディングス	石油・石炭製品	745,300	336.10	250,495,330	382.70	285,226,310	1.16
28	日本	株式	大林組	建設業	299,200	798.86	239,020,500	952.00	284,838,400	1.16

29	日本	株式	住友倉庫	倉庫・運輸関連業	229,300	1,051.00	240,994,300	1,242.00	284,790,600	1.16
30	日本	株式	大日本印刷	その他製品	123,300	2,029.68	250,259,900	2,290.00	282,357,000	1.15

業種別投資比率

業種	投資比率(%)
水産・農林業	1.11
建設業	3.34
食料品	2.11
繊維製品	1.90
化学	6.75
医薬品	3.75
石油・石炭製品	2.17
ゴム製品	2.19
ガラス・土石製品	1.12
鉄鋼	0.95
非鉄金属	2.36
金属製品	2.26
機械	8.04
電気機器	10.04
輸送用機器	6.82
精密機器	1.20
その他製品	2.40
電気・ガス業	1.04
陸運業	2.03
空運業	0.98
倉庫・運輸関連業	1.16
情報・通信業	5.56
卸売業	6.33
小売業	3.08
銀行業	6.32
証券、商品先物取引業	2.19
保険業	3.43
不動産業	2.07
サービス業	4.76
合計(対純資産総額比)	97.49

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ドイツ	2,211,954,584	21.97
国債証券	フランス	2,993,682,180	29.73
国債証券	オランダ	800,188,880	7.95
国債証券	スペイン	1,925,591,068	19.13
国債証券	ベルギー	1,116,924,560	11.09
国債証券	オーストリア	772,863,920	7.68
小計		9,821,205,192	97.55
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		246,754,831	2.45
合計（純資産総額）		10,067,960,023	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄
評価額上位30銘柄（外国債券）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	国債証券	FRTR 4.000 10/25/38	2,700,000	19,421.88	524,390,760	19,108.68	515,934,360	4	2038/10/25	5.12
2	ドイツ	国債証券	DBR 4.000 01/04/37	2,400,000	19,864.90	476,757,680	20,160.33	483,848,064	4	2037/1/4	4.81
3	フランス	国債証券	FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000	14,373.56	388,086,120	14,193.76	383,231,520	2.75	2027/10/25	3.81
4	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/34	1,800,000	20,023.53	360,423,600	20,289.90	365,218,344	4.75	2034/7/4	3.63
5	フランス	国債証券	FRTR 3.250 05/25/45	1,900,000	19,070.40	362,337,600	18,956.72	360,177,680	3.25	2045/5/25	3.58
6	スペイン	国債証券	SPGB 4.700 07/30/41	1,900,000	20,100.48	381,909,120	18,832.60	357,819,400	4.7	2041/7/30	3.55
7	ベルギー	国債証券	BGB 5.000 03/28/35	1,800,000	19,891.68	358,050,240	19,344.16	348,194,880	5	2035/3/28	3.46
8	スペイン	国債証券	SPGB 1.500 04/30/27	2,800,000	12,791.32	358,156,960	12,365.60	346,236,800	1.5	2027/4/30	3.44
9	フランス	国債証券	FRTR 0.500 05/25/25	2,700,000	12,198.56	329,361,120	12,127.80	327,450,600	0.5	2025/5/25	3.25
10	フランス	国債証券	FRTR 2.500 05/25/30	2,100,000	14,741.28	309,566,880	14,549.88	305,547,480	2.5	2030/5/25	3.03
11	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/28	1,700,000	16,723.10	284,292,800	16,744.25	284,652,284	4.75	2028/7/4	2.83
12	オランダ	国債証券	NETHER 2.500 01/15/33	1,800,000	15,610.12	280,982,160	15,585.76	280,543,680	2.5	2033/1/15	2.79
13	フランス	国債証券	FRTR 4.250 10/25/23	1,900,000	13,698.44	260,270,360	13,548.80	257,427,200	4.25	2023/10/25	2.56
14	ドイツ	国債証券	DBR 0.250 02/15/29	2,000,000	12,350.86	247,017,360	12,448.88	248,977,760	0.25	2029/2/15	2.47

15	ドイツ	国債証券	DBR 1.500 02/15/23	1,900,000	12,344.34	234,542,488	12,325.11	234,177,204	1.5	2023/2/15	2.33
16	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 07/30/30	1,700,000	13,511.68	229,698,560	12,885.28	219,049,760	1.95	2030/7/30	2.18
17	フランス	国債証券	FRTR 2.250 10/25/22	1,700,000	12,502.48	212,542,160	12,420.12	211,142,040	2.25	2022/10/25	2.10
18	スペイン	国債証券	SPGB 0.750 07/30/21	1,700,000	11,805.32	200,690,440	11,732.70	199,455,968	0.75	2021/7/30	1.98
19	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 04/30/26	1,500,000	13,021.58	195,323,700	12,652.70	189,790,500	1.95	2026/4/30	1.89
20	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/34	1,400,000	13,444.40	188,221,600	13,253.00	185,542,000	1.25	2034/5/25	1.84
21	オーストリア	国債証券	RAGB 1.500 02/20/47	1,200,000	14,921.08	179,052,960	15,140.32	181,683,840	1.5	2047/2/20	1.80
22	フランス	国債証券	FRTR 3.750 04/25/21	1,500,000	12,209.00	183,135,000	12,080.12	181,201,860	3.75	2021/4/25	1.80
23	スペイン	国債証券	SPGB 2.150 10/31/25	1,400,000	13,080.16	183,122,240	12,662.56	177,275,840	2.15	2025/10/31	1.76
24	ドイツ	国債証券	DBR 0.500 02/15/26	1,400,000	12,323.06	172,522,856	12,405.85	173,681,928	0.5	2026/2/15	1.73
25	ベルギー	国債証券	BGB 1.600 06/22/47	1,200,000	14,437.36	173,248,320	14,239.00	170,868,000	1.6	2047/6/22	1.70
26	スペイン	国債証券	SPGB 4.200 01/31/37	1,000,000	18,040.32	180,403,200	17,002.12	170,021,200	4.2	2037/1/31	1.69
27	オーストリア	国債証券	RAGB 2.400 05/23/34	1,100,000	15,474.40	170,218,400	15,305.04	168,355,440	2.4	2034/5/23	1.67
28	フランス	国債証券	FRTR 2.250 05/25/24	1,300,000	13,004.00	169,052,020	12,896.88	167,659,440	2.25	2024/5/25	1.67
29	ベルギー	国債証券	BGB 0.800 06/22/27	1,300,000	12,510.60	162,637,800	12,371.40	160,828,200	0.8	2027/6/22	1.60
30	ベルギー	国債証券	BGB 4.000 03/28/22	1,100,000	12,576.72	138,343,920	12,587.16	138,458,760	4	2022/3/28	1.38

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	97.55
合計	97.55

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	9,552,873,864	94.35
特殊債券	国際機関	400,639,599	3.96
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		171,199,294	1.69
合計（純資産総額）		10,124,712,757	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄（外国債券）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 11/15/28	4,500,000	12,281.42	552,664,013	12,940.45	582,320,439	3.125	2028/11/15	5.75
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 01/31/26	4,600,000	11,395.84	524,209,041	12,007.01	552,322,530	2.625	2026/1/31	5.46
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 02/15/24	4,400,000	11,251.40	495,061,916	11,665.52	513,283,251	2.75	2024/2/15	5.07
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 11/15/23	4,400,000	11,218.84	493,629,193	11,599.56	510,381,065	2.75	2023/11/15	5.04
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 08/15/25	4,000,000	11,001.76	440,070,623	11,574.52	462,980,880	2	2025/8/15	4.57
6	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 05/15/40	2,700,000	15,137.20	408,704,410	17,107.54	461,903,828	4.375	2040/5/15	4.56
7	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 02/15/42	2,800,000	13,577.08	380,158,365	14,770.60	413,576,881	3.125	2042/2/15	4.08
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.500 08/15/23	3,600,000	11,092.77	399,339,793	11,462.64	412,655,128	2.5	2023/8/15	4.08
9	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,500,000	10,780.51	377,317,894	11,418.39	399,643,705	1.625	2026/5/15	3.95
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.125 08/15/21	3,500,000	10,790.53	377,668,560	10,955.00	383,425,348	2.125	2021/8/15	3.79
11	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 02/15/23	3,400,000	10,879.03	369,887,089	11,204.65	380,958,153	2	2023/2/15	3.76
12	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.750 05/15/23	3,200,000	10,808.89	345,884,755	11,164.57	357,266,410	1.75	2023/5/15	3.53
13	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	2,300,000	13,162.29	302,732,853	15,437.70	355,067,225	3.125	2048/5/15	3.51
14	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 06/30/23	3,200,000	10,681.99	341,823,695	11,061.04	353,953,440	1.375	2023/6/30	3.50
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 02/15/44	2,200,000	13,933.71	306,541,633	16,011.29	352,248,530	3.625	2044/2/15	3.48
16	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	1,900,000	15,355.04	291,745,917	17,257.00	327,883,005	4.75	2037/2/15	3.24
17	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 05/15/21	2,900,000	10,904.91	316,242,525	11,015.95	319,462,817	3.125	2021/5/15	3.16

18	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.500 05/15/46	2,300,000	11,652.03	267,996,830	13,664.33	314,279,622	2.5	2046/5/15	3.10
19	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 03/15/22	2,500,000	11,127.83	278,195,969	11,118.65	277,966,366	2.375	2022/3/15	2.75
20	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.625 02/15/21	2,400,000	10,908.22	261,797,302	10,985.90	263,661,649	3.625	2021/2/15	2.60
21	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 02/15/29	2,000,000	11,641.31	232,826,315	12,539.69	250,793,834	2.625	2029/2/15	2.48
22	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 02/15/22	2,200,000	10,813.07	237,887,611	11,030.98	242,681,732	2	2022/2/15	2.40
23	国際機関	特殊債券	IADB 2.125 01/15/25	2,000,000	10,975.54	219,510,980	11,411.57	228,231,572	2.125	2025/1/15	2.25
24	アメリカ	国債証券	T-BOND 8.125 05/15/21	1,900,000	11,572.85	219,884,190	11,571.18	219,852,464	8.125	2021/5/15	2.17
25	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 08/15/29	1,800,000	10,734.59	193,222,630	11,666.36	209,994,541	1.625	2029/8/15	2.07
26	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.875 05/31/25	1,500,000	11,473.56	172,103,448	12,024.54	180,368,172	2.875	2025/5/31	1.78
27	国際機関	特殊債券	IBRD 1.875 10/27/26	1,500,000	10,906.08	163,591,252	11,493.86	172,408,027	1.875	2026/10/27	1.70
28	アメリカ	国債証券	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000	14,010.65	154,117,227	14,974.32	164,717,562	5.25	2029/2/15	1.63
29	アメリカ	国債証券	T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000	14,161.94	141,619,449	14,852.42	148,524,253	6.5	2026/11/15	1.47
30	アメリカ	国債証券	T-BOND 6.250 08/15/23	1,100,000	12,463.71	137,100,851	12,791.00	140,701,034	6.25	2023/8/15	1.39

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	94.35
特殊債券	3.96
合計	98.31

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2020年4月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第11特定期間末 (2010年 9月21日)	53,135,136,747	53,515,875,897	6,978	7,028
第12特定期間末 (2011年 3月22日)	52,450,131,886	52,823,937,906	7,016	7,066
第13特定期間末 (2011年 9月20日)	45,472,047,767	45,836,761,790	6,234	6,284
第14特定期間末 (2012年 3月21日)	44,169,261,414	44,513,916,380	6,408	6,458
第15特定期間末 (2012年 9月20日)	39,673,829,488	40,009,868,105	5,903	5,953
第16特定期間末 (2013年 3月21日)	50,975,094,656	51,302,055,101	7,795	7,845
第17特定期間末 (2013年 9月20日)	50,895,275,378	51,221,618,456	7,798	7,848
第18特定期間末 (2014年 3月20日)	48,143,443,876	48,459,533,868	7,615	7,665
第19特定期間末 (2014年 9月22日)	51,396,441,727	51,709,197,526	8,217	8,267
第20特定期間末 (2015年 3月20日)	53,754,032,073	54,053,200,050	8,984	9,034
第21特定期間末 (2015年 9月24日)	49,398,468,146	49,702,155,600	8,133	8,183
第22特定期間末 (2016年 3月22日)	52,079,800,961	52,394,430,552	8,276	8,326
第23特定期間末 (2016年 9月20日)	46,980,638,173	47,165,409,663	7,628	7,658
第24特定期間末 (2017年 3月21日)	47,893,320,479	48,069,716,605	8,145	8,175
第25特定期間末 (2017年 9月20日)	48,993,171,332	49,173,502,955	8,151	8,181
第26特定期間末 (2018年 3月20日)	49,655,499,857	49,842,496,374	7,966	7,996
第27特定期間末 (2018年 9月20日)	54,783,779,584	54,986,596,859	8,103	8,133
第28特定期間末 (2019年 3月20日)	57,059,214,297	57,275,646,406	7,909	7,939
第29特定期間末 (2019年 9月20日)	60,253,068,815	60,475,906,944	8,112	8,142
第30特定期間末 (2020年 3月23日)	48,356,815,756	48,584,218,559	6,379	6,409
2019年 4月末日	57,406,222,145		7,903	
5月末日	56,226,121,966		7,689	
6月末日	57,553,005,149		7,805	
7月末日	58,486,017,050		7,888	
8月末日	58,979,767,029		7,873	
9月末日	60,574,430,246		8,154	
10月末日	61,895,960,918		8,380	
11月末日	61,755,828,777		8,370	
12月末日	61,510,467,493		8,282	
2020年 1月末日	62,228,974,988		8,286	
2月末日	58,817,832,433		7,779	
3月末日	53,631,858,484		7,048	
4月末日	53,262,984,419		6,998	

(注) 基準価額は、受益権1口当りの純資産額を1万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1万口当たり分配金（円）
第11特定期間	2010年 3月24日～2010年 9月21日	300
第12特定期間	2010年 9月22日～2011年 3月22日	300
第13特定期間	2011年 3月23日～2011年 9月20日	300
第14特定期間	2011年 9月21日～2012年 3月21日	300
第15特定期間	2012年 3月22日～2012年 9月20日	300
第16特定期間	2012年 9月21日～2013年 3月21日	300
第17特定期間	2013年 3月22日～2013年 9月20日	300
第18特定期間	2013年 9月21日～2014年 3月20日	300
第19特定期間	2014年 3月21日～2014年 9月22日	300
第20特定期間	2014年 9月23日～2015年 3月20日	300
第21特定期間	2015年 3月21日～2015年 9月24日	300
第22特定期間	2015年 9月25日～2016年 3月22日	300
第23特定期間	2016年 3月23日～2016年 9月20日	180
第24特定期間	2016年 9月21日～2017年 3月21日	180
第25特定期間	2017年 3月22日～2017年 9月20日	180
第26特定期間	2017年 9月21日～2018年 3月20日	180
第27特定期間	2018年 3月21日～2018年 9月20日	180
第28特定期間	2018年 9月21日～2019年 3月20日	180
第29特定期間	2019年 3月21日～2019年 9月20日	180
第30特定期間	2019年 9月21日～2020年 3月23日	180

（注）収益分配金は、特定期間中の累計額を記載しております。

【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第11特定期間	2010年 3月24日～2010年 9月21日	2.51
第12特定期間	2010年 9月22日～2011年 3月22日	4.84
第13特定期間	2011年 3月23日～2011年 9月20日	6.87
第14特定期間	2011年 9月21日～2012年 3月21日	7.60
第15特定期間	2012年 3月22日～2012年 9月20日	3.20
第16特定期間	2012年 9月21日～2013年 3月21日	37.13
第17特定期間	2013年 3月22日～2013年 9月20日	3.89
第18特定期間	2013年 9月21日～2014年 3月20日	1.50
第19特定期間	2014年 3月21日～2014年 9月22日	11.85
第20特定期間	2014年 9月23日～2015年 3月20日	12.99
第21特定期間	2015年 3月21日～2015年 9月24日	6.13
第22特定期間	2015年 9月25日～2016年 3月22日	5.45
第23特定期間	2016年 3月23日～2016年 9月20日	5.65
第24特定期間	2016年 9月21日～2017年 3月21日	9.14
第25特定期間	2017年 3月22日～2017年 9月20日	2.28
第26特定期間	2017年 9月21日～2018年 3月20日	0.06
第27特定期間	2018年 3月21日～2018年 9月20日	3.98

第28特定期間	2018年 9月21日～2019年 3月20日	0.17
第29特定期間	2019年 3月21日～2019年 9月20日	4.84
第30特定期間	2019年 9月21日～2020年 3月23日	19.14

(注) 収益率は、各特定期間ごとに特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除したものをパーセント表示しています。

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第11特定期間	2010年 3月24日～2010年 9月21日	2,270,292,095	2,307,352,917
第12特定期間	2010年 9月22日～2011年 3月22日	1,876,060,613	3,262,686,529
第13特定期間	2011年 3月23日～2011年 9月20日	1,955,165,095	3,773,564,512
第14特定期間	2011年 9月21日～2012年 3月21日	1,510,290,358	5,522,101,836
第15特定期間	2012年 3月22日～2012年 9月20日	1,752,892,705	3,476,162,509
第16特定期間	2012年 9月21日～2013年 3月21日	3,157,102,278	4,972,736,669
第17特定期間	2013年 3月22日～2013年 9月20日	6,497,136,511	6,620,609,817
第18特定期間	2013年 9月21日～2014年 3月20日	4,262,288,459	6,312,905,725
第19特定期間	2014年 3月21日～2014年 9月22日	5,442,024,464	6,108,863,037
第20特定期間	2014年 9月23日～2015年 3月20日	4,995,642,302	7,713,206,722
第21特定期間	2015年 3月21日～2015年 9月24日	6,128,581,050	5,224,685,665
第22特定期間	2015年 9月25日～2016年 3月22日	4,965,342,188	2,776,914,768
第23特定期間	2016年 3月23日～2016年 9月20日	3,161,997,719	4,497,419,078
第24特定期間	2016年 9月21日～2017年 3月21日	3,452,856,972	6,244,645,090
第25特定期間	2017年 3月22日～2017年 9月20日	5,474,376,353	4,162,544,052
第26特定期間	2017年 9月21日～2018年 3月20日	6,968,152,455	4,746,521,239
第27特定期間	2018年 3月21日～2018年 9月20日	8,782,992,647	3,509,406,441
第28特定期間	2018年 9月21日～2019年 3月20日	8,774,441,285	4,236,163,255
第29特定期間	2019年 3月21日～2019年 9月20日	7,241,261,089	5,105,921,216
第30特定期間	2019年 9月21日～2020年 3月23日	9,026,809,662	7,505,251,452

(参考情報) 運用実績

データは2020年4月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

● 基準価額・純資産の推移



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	6,998円
純資産総額	53,263百万円

■ 分配の推移(税引前)

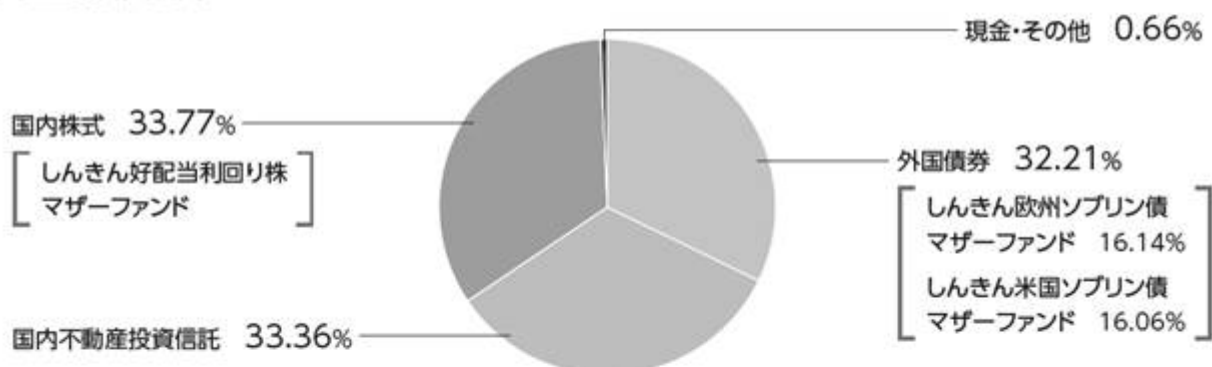
決算期	分配金
2020年 4月	30円
2020年 3月	30円
2020年 2月	30円
2020年 1月	30円
2019年 12月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	7,530円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

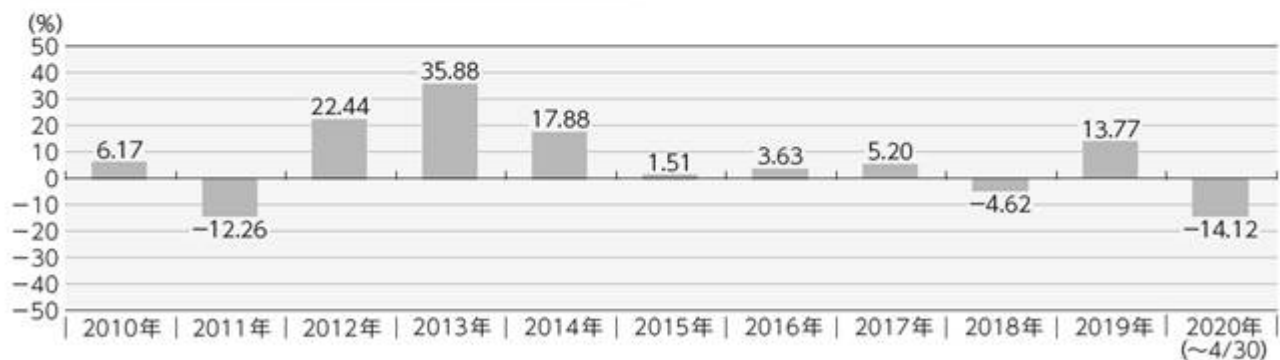
● 主要な資産の状況

■ 資産別投資比率



※投資比率は、しんきん3資産ファンド(毎月決算型)の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

● 年間収益率の推移 (期間:2010年～2020年)



※当ファンドはベンチマークを設定していません。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

追加的記載事項

データは2020年4月30日現在です。

各マザーファンドの組入上位10銘柄

※投資比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

国内株式			
しんきん好配当利回り株マザーファンド			
	銘柄名	業種	投資比率
1	武田薬品工業	医薬品	1.31%
2	IDEC	電気機器	1.31%
3	住友金属鉱山	非鉄金属	1.28%
4	TKC	情報・通信業	1.28%
5	トッパン・フォームズ	その他製品	1.26%
6	みらかホールディングス	サービス業	1.26%
7	大塚ホールディングス	医薬品	1.25%
8	カシオ計算機	電気機器	1.25%
9	アイシン精機	輸送用機器	1.23%
10	小松製作所	機械	1.22%

外国債券				
しんきん欧州ソブリン債マザーファンド				
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	フランス国債	4.000%	2038/10/25	5.12%
2	ドイツ国債	4.000%	2037/01/04	4.81%
3	フランス国債	2.750%	2027/10/25	3.81%
4	ドイツ国債	4.750%	2034/07/04	3.63%
5	フランス国債	3.250%	2045/05/25	3.58%
6	スペイン国債	4.700%	2041/07/30	3.55%
7	ベルギー国債	5.000%	2035/03/28	3.46%
8	スペイン国債	1.500%	2027/04/30	3.44%
9	フランス国債	0.500%	2025/05/25	3.25%
10	フランス国債	2.500%	2030/05/25	3.03%

外国債券				
しんきん米国ソブリン債マザーファンド				
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	アメリカ国債	3.125%	2028/11/15	5.75%
2	アメリカ国債	2.625%	2026/01/31	5.46%
3	アメリカ国債	2.750%	2024/02/15	5.07%
4	アメリカ国債	2.750%	2023/11/15	5.04%
5	アメリカ国債	2.000%	2025/08/15	4.57%
6	アメリカ国債	4.375%	2040/05/15	4.56%
7	アメリカ国債	3.125%	2042/02/15	4.08%
8	アメリカ国債	2.500%	2023/08/15	4.08%
9	アメリカ国債	1.625%	2026/05/15	3.95%
10	アメリカ国債	2.125%	2021/08/15	3.79%

国内不動産投信の組入上位10銘柄

※投資比率は、しんきん3資産ファンド（毎月決算型）の純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

国内不動産投資信託（Jリート）		
	銘柄名	投資比率
1	日本ビルファンド投資法人	2.57%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	2.40%
3	日本プロロジスリート投資法人	1.82%
4	野村不動産マスターファンド投資法人	1.64%
5	大和ハウスリート投資法人	1.51%
6	GLP投資法人	1.47%
7	アドバンス・レジデンス投資法人	1.32%
8	オリックス不動産投資法人	1.06%
9	ユナイテッド・アーバン投資法人	1.01%
10	日本リテールファンド投資法人	0.93%

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込に係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額とします。
収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受付けません。ただし、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続について、ご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

< ホームページ > <http://www.skam.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受け付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の換金（解約）の申込みを受け付けません。
- (4) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (6) 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (9) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (10) 委託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (11) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1) 基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

- 2) 基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社)

<コールセンター>0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00)

<ホームページ><http://www.skam.co.jp>

- 3) ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

国内不動産投資信託の受益証券は、原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則として我が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「(5) その他」の「1) ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) ファンドの繰上償還条項

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記2)の に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更を行いません。

委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記 から上記 までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

前記1)の から の規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記2)の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社

を經由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

5) 運用報告書

「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、毎年3月および9月の計算期間の末日および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

6) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。)に支払います。
- 2) 上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- 4) 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後 1 か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して 5 営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- 4) 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第 2 管理及び運営」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2019年9月21日から2020年3月23日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきん3資産ファンド(毎月決算型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2019年9月20日現在)	当期 (2020年3月23日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	2,059,433,385
コール・ローン	847,740,748	-
投資証券	20,075,299,950	14,569,610,500
親投資信託受益証券	39,706,024,688	33,466,703,185
未収入金	-	25,531,984
未収配当金	168,030,738	175,230,977
流動資産合計	60,797,096,124	50,296,510,031
資産合計	60,797,096,124	50,296,510,031
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,610,322,387
未払収益分配金	222,838,129	227,402,803
未払解約金	269,354,421	50,537,826
未払受託者報酬	3,804,667	3,773,018
未払委託者報酬	47,830,090	47,432,209
未払利息	2,276	-
その他未払費用	197,726	226,032
流動負債合計	544,027,309	1,939,694,275
負債合計	544,027,309	1,939,694,275
純資産の部		
元本等		
元本	1,374,279,376,452	1,375,800,934,662
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 14,026,307,637	2 27,444,118,906
(分配準備積立金)	8,929,702	1,106,784,089
元本等合計	60,253,068,815	48,356,815,756
純資産合計	60,253,068,815	48,356,815,756
負債純資産合計	60,797,096,124	50,296,510,031

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2019年 3月21日 至 2019年 9月20日)	当期 (自 2019年 9月21日 至 2020年 3月23日)
営業収益		
受取配当金	366,943,271	375,393,383
有価証券売買等損益	2,785,428,162	11,864,188,630
その他収益	11	3
営業収益合計	3,152,371,444	11,488,795,244
営業費用		
支払利息	142,444	182,311
受託者報酬	21,964,646	23,556,992
委託者報酬	276,126,889	296,144,975
その他費用	1,186,068	1,194,178
営業費用合計	299,420,047	321,078,456
営業利益又は営業損失 ()	2,852,951,397	11,809,873,700
経常利益又は経常損失 ()	2,852,951,397	11,809,873,700
当期純利益又は当期純損失 ()	2,852,951,397	11,809,873,700
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	17,949,189	78,930,360
期首剰余金又は期首欠損金 ()	15,084,822,282	14,026,307,637
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,098,581,423	1,317,898,814
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,098,581,423	1,317,898,814
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,551,128,183	1,662,302,186
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,551,128,183	1,662,302,186
分配金	1 1,323,940,803	1 1,342,464,557
期末剰余金又は期末欠損金 ()	14,026,307,637	27,444,118,906

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間の取扱い 当特定期間は、当期末が休日のため、2019年9月21日から2020年3月23日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2019年9月20日現在)	当期 (2020年3月23日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	<p>期首元本額 72,144,036,579円</p> <p>期中追加設定元本額 7,241,261,089円</p> <p>期中一部解約元本額 5,105,921,216円</p>	<p>期首元本額 74,279,376,452円</p> <p>期中追加設定元本額 9,026,809,662円</p> <p>期中一部解約元本額 7,505,251,452円</p>
2 元本の欠損	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,026,307,637円であります。</p>	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,444,118,906円であります。</p>
3 特定期間末日における受益権の総数	74,279,376,452口	75,800,934,662口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2019年3月21日 至 2019年9月20日)	当期 (自 2019年9月21日 至 2020年3月23日)
1 分配金の計算過程 第167期	1 分配金の計算過程 第173期
A 費用控除後の配当等収益額 310,851,069円	A 費用控除後の配当等収益額 332,480,968円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 1,395,579,342円
C 収益調整金額 2,113,852,881円	C 収益調整金額 1,730,104,252円
D 分配準備積立金額 4,156,559円	D 分配準備積立金額 9,308,460円
E 当ファンドの分配対象収益額 2,428,860,509円	E 当ファンドの分配対象収益額 3,467,473,022円
F 当ファンドの期末残存口数 72,470,454,665口	F 当ファンドの期末残存口数 74,008,459,185口
G 10,000口当たり収益分配対象額 335円	G 10,000口当たり収益分配対象額 468円
H 10,000口当たり分配金額 30円	H 10,000口当たり分配金額 30円
I 収益分配金金額 217,411,363円	I 収益分配金金額 222,025,377円
第168期	第174期

A	費用控除後の配当等収益額	37,659,506円	A	費用控除後の配当等収益額	67,065,617円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	365,042,596円
C	収益調整金額	2,122,925,839円	C	収益調整金額	1,746,408,621円
D	分配準備積立金額	97,696,978円	D	分配準備積立金額	1,483,488,213円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,258,282,323円	E	当ファンドの分配対象収益額	3,662,005,047円
F	当ファンドの期末残存口数	72,732,880,983口	F	当ファンドの期末残存口数	73,560,955,878口
G	10,000口当たり収益分配対象額	310円	G	10,000口当たり収益分配対象額	497円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	218,198,642円	I	収益分配金金額	220,682,867円
第169期			第175期		
A	費用控除後の配当等収益額	73,012,050円	A	費用控除後の配当等収益額	44,696,047円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	2,057,168,676円	C	収益調整金額	1,803,184,241円
D	分配準備積立金額	4,774,606円	D	分配準備積立金額	1,666,570,834円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,134,955,332円	E	当ファンドの分配対象収益額	3,514,451,122円
F	当ファンドの期末残存口数	73,479,774,765口	F	当ファンドの期末残存口数	74,083,757,308口
G	10,000口当たり収益分配対象額	290円	G	10,000口当たり収益分配対象額	474円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	220,439,324円	I	収益分配金金額	222,251,271円
第170期			第176期		
A	費用控除後の配当等収益額	173,033,513円	A	費用控除後の配当等収益額	172,262,159円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,921,246,325円	C	収益調整金額	1,842,596,575円
D	分配準備積立金額	4,515,052円	D	分配準備積立金額	1,478,228,388円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,098,794,890円	E	当ファンドの分配対象収益額	3,493,087,122円
F	当ファンドの期末残存口数	73,856,855,813口	F	当ファンドの期末残存口数	74,671,751,484口
G	10,000口当たり収益分配対象額	284円	G	10,000口当たり収益分配対象額	467円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	221,570,567円	I	収益分配金金額	224,015,254円
第171期			第177期		
A	費用控除後の配当等収益額	67,510,215円	A	費用控除後の配当等収益額	65,401,272円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,893,705,032円	C	収益調整金額	1,890,843,329円
D	分配準備積立金額	426,570円	D	分配準備積立金額	1,411,296,860円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,961,641,817円	E	当ファンドの分配対象収益額	3,367,541,461円
F	当ファンドの期末残存口数	74,494,259,562口	F	当ファンドの期末残存口数	75,362,328,362口
G	10,000口当たり収益分配対象額	263円	G	10,000口当たり収益分配対象額	446円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	223,482,778円	I	収益分配金金額	226,086,985円

第172期		第178期	
A	費用控除後の配当等収益額	137,912,724円	A 費用控除後の配当等収益額 99,260,766円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	92,605,363円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C	収益調整金額	1,733,495,905円	C 収益調整金額 1,928,481,457円
D	分配準備積立金額	1,249,744円	D 分配準備積立金額 1,234,926,126円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,965,263,736円	E 当ファンドの分配対象収益額 3,262,668,349円
F	当ファンドの期末残存口数	74,279,376,452口	F 当ファンドの期末残存口数 75,800,934,662口
G	10,000口当たり収益分配対象額	264円	G 10,000口当たり収益分配対象額 430円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H 10,000口当たり分配金額 30円
I	収益分配金金額	222,838,129円	I 収益分配金金額 227,402,803円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2019年3月21日 至 2019年9月20日)	当期 (自 2019年9月21日 至 2020年3月23日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2019年9月20日現在)	当期 (2020年3月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (2019年9月20日現在)	当期 (2020年3月23日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	483,914,931円	8,793,061,550円
親投資信託受益証券	1,593,415,663円	5,385,954,687円
合計	2,077,330,594円	14,179,016,237円

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2019年9月20日現在)	当期 (2020年3月23日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自2019年3月21日 至2019年9月20日)	当期 (自2019年9月21日 至2020年3月23日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2019年9月20日現在)	当期 (2020年3月23日現在)
1口当たり純資産額 0.8112円 (1万口当たり純資産額 8,112円)	1口当たり純資産額 0.6379円 (1万口当たり純資産額 6,379円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	227	17,025,000	
投資証券	サンケイリアルエステート投資法人	348	25,786,800	
投資証券	S O S i L A 物流リート投資法人	448	40,185,600	
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	725	371,200,000	
投資証券	M C U B S M i d C i t y 投資法人	2,819	173,086,600	
投資証券	森ヒルズリート投資法人	2,484	250,884,000	
投資証券	産業ファンド投資法人	2,865	380,472,000	
投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	2,063	533,904,400	
投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,420	185,452,000	
投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	1,074	274,621,800	
投資証券	G L P 投資法人	5,381	514,423,600	
投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	936	222,861,600	
投資証券	日本プロロジスリート投資法人	3,256	883,027,200	
投資証券	星野リゾート・リート投資法人	337	95,573,200	
投資証券	O n e リート投資法人	333	63,603,000	
投資証券	イオンリート投資法人	2,294	182,602,400	
投資証券	ヒューリックリート投資法人	1,843	167,713,000	
投資証券	日本リート投資法人	715	165,165,000	
投資証券	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	14,586	166,863,840	
投資証券	日本ヘルスケア投資法人	95	14,820,000	
投資証券	積水ハウス・リート投資法人	6,402	322,020,600	
投資証券	トーセイ・リート投資法人	431	35,557,500	
投資証券	ケネディクス商業リート投資法人	744	99,472,800	
投資証券	ヘルスケア&メディカル投資法人	482	44,681,400	
投資証券	サムティ・レジデンシャル投資法人	416	31,158,400	
投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	7,003	644,276,000	
投資証券	いちごホテルリート投資法人	313	13,443,350	
投資証券	ラサールロジポート投資法人	2,033	218,750,800	
投資証券	スターアジア不動産投資法人	711	45,148,500	

投資証券	マリモ地方創生リート投資法人	109	8,164,100	
投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	629	255,374,000	
投資証券	大江戸温泉リート投資法人	169	8,450,000	
投資証券	さくら総合リート投資法人	302	15,945,600	
投資証券	投資法人みらい	2,498	77,687,800	
投資証券	森トラスト・ホテルリート投資法人	370	26,085,000	
投資証券	三菱地所物流リート投資法人	438	129,691,800	
投資証券	CREロジスティクスファンド投資法人	388	38,644,800	
投資証券	ザイマックス・リート投資法人	309	23,144,100	
投資証券	タカラレーベン不動産投資法人	628	41,134,000	
投資証券	伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	496	43,648,000	
投資証券	日本ビルファンド投資法人	2,107	1,363,229,000	
投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	2,174	1,193,526,000	
投資証券	日本リテールファンド投資法人	4,049	421,096,000	
投資証券	オリックス不動産投資法人	4,326	477,157,800	
投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,401	343,945,500	
投資証券	プレミア投資法人	1,982	162,127,600	
投資証券	東急リアル・エステート投資法人	1,471	156,220,200	
投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	1,539	116,810,100	
投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	4,899	409,066,500	
投資証券	森トラスト総合リート投資法人	1,576	167,686,400	
投資証券	インヴィンシブル投資法人	9,571	195,344,110	
投資証券	フロンティア不動産投資法人	757	197,652,700	
投資証券	平和不動産リート投資法人	1,395	98,905,500	
投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,458	291,600,000	
投資証券	福岡リート投資法人	996	83,564,400	
投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	670	323,610,000	
投資証券	いちごオフィスリート投資法人	1,712	97,926,400	
投資証券	大和証券オフィス投資法人	503	234,146,500	
投資証券	阪急阪神リート投資法人	884	85,217,600	
投資証券	スターツプロシード投資法人	332	51,426,800	
投資証券	大和ハウスリート投資法人	3,060	676,566,000	
投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	6,995	197,398,900	
投資証券	日本賃貸住宅投資法人	2,461	192,204,100	
投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	2,007	181,432,800	
投資証券 合計		127,445	14,569,610,500	
親投資信託 受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	10,181,951,159	16,232,066,537	
親投資信託 受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	5,408,435,646	8,353,869,698	
親投資信託 受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	4,960,213,891	8,880,766,950	
親投資信託受益証券 合計		20,550,600,696	33,466,703,185	
合計		20,550,728,141	48,036,313,685	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」及び「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

(1)貸借対照表

区分		2020年3月23日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託		237,344,278
株式		20,956,127,660
未収入金		880,702,361
未収配当金		94,906,300
流動資産合計		22,169,080,599
資産合計		22,169,080,599
負債の部		
流動負債		
未払解約金		18,300,000
その他未払費用		25,714
流動負債合計		18,325,714
負債合計		18,325,714
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	13,894,948,945
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		8,255,805,940
元本等合計		22,150,754,885
純資産合計		22,150,754,885
負債純資産合計		22,169,080,599

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	2020年3月23日現在
1 信託財産に係る期首元本額、 期中追加設定元本額及び期中 一部解約元本額	期首元本額 13,034,804,018円 期中追加設定元本額 3,252,859,453円 期中一部解約元本額 2,392,714,526円
元本の内訳	しんきん3資産ファンド（毎月決算型） 10,181,951,159円 しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型） 1,617,196,498円 しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 1,423,781,954円 しんきん3資産ファンド（1年決算型） 104,572,103円 しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 30,891,783円 しんきん好配当利回り株スペシャル（適格機関投資家限定） 536,555,448円 合計 13,894,948,945円
2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日にお ける受益権の総数	13,894,948,945口

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

区分	自 2019年9月21日 至 2020年3月23日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年3月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2020年3月23日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,111,932,769円
合計	7,111,932,769円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2020年3月23日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年9月21日 至 2020年3月23日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2020年3月23日現在
1口当たり純資産額 1.5942円 (1万口当たり純資産額 15,942円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ホクト	135,700	1,785.00	242,224,500	
大林組	283,100	793.00	224,498,300	
大東建託	25,200	10,105.00	254,646,000	
積水ハウス	140,700	1,703.00	239,612,100	
麒麟ホールディングス	110,400	2,127.00	234,820,800	
日本たばこ産業	129,200	1,905.00	246,126,000	
帝人	157,000	1,639.00	257,323,000	
オンワードホールディングス	583,900	430.00	251,077,000	
クラレ	223,100	999.00	222,876,900	
三菱ケミカルホールディングス	401,500	600.80	241,221,200	
三洋化成工業	65,500	3,480.00	227,940,000	
太陽ホールディングス	67,500	3,780.00	255,150,000	
マンダム	120,600	1,956.00	235,893,600	
日東電工	55,200	4,255.00	234,876,000	
武田薬品工業	78,400	3,012.00	236,140,800	
アステラス製薬	165,000	1,450.00	239,250,000	
大塚ホールディングス	72,100	3,439.00	247,951,900	
出光興産	101,200	2,414.00	244,296,800	
JXTGホールディングス	745,300	336.10	250,495,330	
横浜ゴム	177,900	1,230.00	218,817,000	
ブリヂストン	79,400	3,085.00	244,949,000	
A G C	94,500	2,345.00	221,602,500	
ジェイ エフ イー ホールディングス	247,200	714.00	176,500,800	
住友金属鉱山	113,800	2,020.50	229,932,900	
住友電気工業	236,500	1,044.00	246,906,000	
三和ホールディングス	305,900	694.00	212,294,600	
L I X I Lグループ	201,000	1,124.00	225,924,000	
アマダホールディングス	304,100	802.00	243,888,200	
小松製作所	142,400	1,592.50	226,772,000	
SANKYO	83,000	3,005.00	249,415,000	
マックス	179,400	1,371.00	245,957,400	
日本精工	388,900	636.00	247,340,400	
三菱重工業	91,900	2,678.00	246,108,200	

スター精密	245,700	989.00	242,997,300
コニカミノルタ	566,200	420.00	237,804,000
三菱電機	208,200	1,177.50	245,155,500
マブチモーター	78,800	3,070.00	241,916,000
I D E C	203,000	1,289.00	261,667,000
パナソニック	316,300	720.60	227,925,780
マクセルホールディングス	231,000	1,012.00	233,772,000
カシオ計算機	174,400	1,354.00	236,137,600
キヤノン	106,700	2,229.00	237,834,300
東京エレクトロン	12,900	17,110.00	220,719,000
デンソー	73,900	3,142.00	232,193,800
トヨタ自動車	38,500	6,172.00	237,622,000
アイシン精機	88,100	2,346.00	206,682,600
本田技研工業	106,300	2,217.00	235,667,100
S U B A R U	117,400	1,924.00	225,877,600
ヤマハ発動機	190,600	1,179.00	224,717,400
ニプロ	244,800	1,006.00	246,268,800
トッパン・フォームズ	285,700	716.00	204,561,200
大日本印刷	119,300	2,023.00	241,343,900
中国電力	168,500	1,464.00	246,684,000
日本通運	49,600	4,825.00	239,320,000
九州旅客鉄道	78,000	3,185.00	248,430,000
日本航空	124,900	1,951.50	243,742,350
住友倉庫	229,300	1,051.00	240,994,300
トレンドマイクロ	54,400	4,395.00	239,088,000
日本テレビホールディングス	196,400	1,205.00	236,662,000
日本電信電話	101,800	2,500.00	254,500,000
N T T ドコモ	75,000	3,214.00	241,050,000
T K C	55,300	4,295.00	237,513,500
伊藤忠商事	120,900	2,100.50	253,950,450
三井物産	163,300	1,468.50	239,806,050
住友商事	200,400	1,198.50	240,179,400
サンゲツ	168,900	1,486.00	250,985,400
リョーサン	102,400	2,321.00	237,670,400
因幡電機産業	114,100	2,206.00	251,704,600
ローソン	42,000	5,610.00	235,620,000
青山商事	235,700	946.00	222,972,200
ヤマダ電機	481,500	455.00	219,082,500
あおぞら銀行	121,800	1,977.00	240,798,600
三菱U F J フィナンシャル・グループ	613,100	397.40	243,645,940
りそなホールディングス	787,800	312.60	246,266,280
三井住友トラスト・ホールディングス	85,400	2,907.00	248,257,800
三井住友フィナンシャルグループ	92,000	2,633.50	242,282,000

みずほフィナンシャルグループ	2,011,500	122.00	245,403,000	
大和証券グループ本社	563,200	416.00	234,291,200	
野村ホールディングス	603,000	409.30	246,807,900	
M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス	88,200	2,817.50	248,503,500	
東京海上ホールディングス	53,700	4,647.00	249,543,900	
T & D ホールディングス	314,800	774.00	243,655,200	
野村不動産ホールディングス	136,300	1,616.00	220,260,800	
パーク 2 4	145,600	1,595.00	232,232,000	
みらかホールディングス	112,800	2,140.00	241,392,000	
ユー・エス・エス	168,500	1,460.00	246,010,000	
日本郵政	323,400	774.20	250,376,280	
メイテック	59,000	3,945.00	232,755,000	
合計	18,756,800		20,956,127,660	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2020年3月23日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		48,690,863
金銭信託		36,529,581
国債証券		9,189,353,457
未収入金		415,188,088
未収利息		103,773,129
前払費用		10,584,123
流動資産合計		9,804,119,241
資産合計		9,804,119,241
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		36,053
未払解約金		5,350,000
その他未払費用		4,110
流動負債合計		5,390,163
負債合計		5,390,163
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	6,343,659,596
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		3,455,069,482
元本等合計		9,798,729,078
純資産合計		9,798,729,078
負債純資産合計		9,804,119,241

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2020年3月23日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	<p>期首元本額 7,208,538,939円 期中追加設定元本額 1,045,769,979円 期中一部解約元本額 1,910,649,322円</p>
元本の内訳	<p>しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 191,565,875円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 187,621,991円 しんきん3資産ファンド（毎月決算型） 5,408,435,646円 しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 490,534,690円 しんきん3資産ファンド（1年決算型） 54,709,021円 しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 10,792,373円 合計 6,343,659,596円</p>
2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	6,343,659,596口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2019年 9月21日 至 2020年 3月23日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年 3月23日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2020年 3月23日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	175,517,012円
合計	175,517,012円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

2020年3月23日現在					
区分	種類	契約額(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	388,000,000		388,036,053	36,053
	ユーロ	388,000,000		388,036,053	36,053
合計		388,000,000		388,036,053	36,053

(注) 時価の算定方法

- 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 同特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年9月21日 至 2020年3月23日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2020年 3月23日現在
1口当たり純資産額 1.5446円
(1万口当たり純資産額 15,446円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユ-口	BGB 0.800 06/22/25	1,000,000.00	1,039,200.00	
国債証券	ユ-口	BGB 0.800 06/22/27	1,300,000.00	1,361,490.00	
国債証券	ユ-口	BGB 0.900 06/22/29	1,000,000.00	1,060,800.00	
国債証券	ユ-口	BGB 1.600 06/22/47	1,200,000.00	1,469,640.00	
国債証券	ユ-口	BGB 2.600 06/22/24	400,000.00	442,600.00	
国債証券	ユ-口	BGB 4.000 03/28/22	1,100,000.00	1,183,820.00	
国債証券	ユ-口	BGB 5.000 03/28/35	1,800,000.00	2,990,700.00	
国債証券	ユ-口	DBR 0.250 02/15/29	2,000,000.00	2,114,520.00	
国債証券	ユ-口	DBR 0.500 02/15/26	600,000.00	636,558.00	
国債証券	ユ-口	DBR 1.000 08/15/25	1,000,000.00	1,083,750.00	
国債証券	ユ-口	DBR 1.500 02/15/23	1,000,000.00	1,063,140.00	
国債証券	ユ-口	DBR 2.000 01/04/22	600,000.00	629,364.00	
国債証券	ユ-口	DBR 2.250 09/04/21	1,000,000.00	1,042,560.00	
国債証券	ユ-口	DBR 4.000 01/04/37	2,000,000.00	3,449,700.00	
国債証券	ユ-口	DBR 4.750 07/04/28	900,000.00	1,291,752.00	
国債証券	ユ-口	DBR 4.750 07/04/34	600,000.00	1,041,810.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 0.500 05/25/25	2,700,000.00	2,792,340.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 1.250 05/25/34	1,400,000.00	1,581,440.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 2.250 05/25/24	1,300,000.00	1,436,760.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 2.250 10/25/22	1,700,000.00	1,816,790.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 2.500 05/25/30	2,100,000.00	2,602,320.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000.00	3,269,160.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 3.250 05/25/45	1,900,000.00	3,088,640.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 3.750 04/25/21	1,500,000.00	1,570,170.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 4.000 10/25/38	2,700,000.00	4,438,530.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 4.250 10/25/23	1,900,000.00	2,214,640.00	
国債証券	ユ-口	FRTR 5.750 10/25/32	500,000.00	842,550.00	
国債証券	ユ-口	NETHER 0.250 07/15/25	800,000.00	823,280.00	
国債証券	ユ-口	NETHER 0.250 07/15/29	600,000.00	619,740.00	
国債証券	ユ-口	NETHER 0.500 01/15/40	600,000.00	648,000.00	

国債証券	ユーロ	NETHER 0.750 07/15/27	800,000.00	855,680.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 1.750 07/15/23	700,000.00	750,960.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 2.500 01/15/33	1,800,000.00	2,386,800.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 3.250 07/15/21	700,000.00	735,126.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.500 04/20/27	1,000,000.00	1,038,500.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.750 02/20/28	400,000.00	422,640.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.200 10/20/25	1,000,000.00	1,073,450.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.500 02/20/47	1,200,000.00	1,530,480.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.750 10/20/23	800,000.00	858,720.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 2.400 05/23/34	1,100,000.00	1,432,970.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 3.650 04/20/22	200,000.00	217,200.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 0.750 07/30/21	1,700,000.00	1,712,308.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.500 04/30/27	2,800,000.00	2,976,960.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 04/30/26	1,500,000.00	1,631,850.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 07/30/30	1,700,000.00	1,888,530.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 2.150 10/31/25	1,400,000.00	1,535,240.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 3.800 04/30/24	1,000,000.00	1,143,400.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 4.200 01/31/37	1,000,000.00	1,481,400.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 4.700 07/30/41	1,900,000.00	3,140,700.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 5.400 01/31/23	1,000,000.00	1,147,550.00	
ユーロ 小計			63,600,000.00	77,606,228.00 (9,189,353,457)	
国債証券 合計				9,189,353,457 (9,189,353,457)	
合計				9,189,353,457 (9,189,353,457)	

注1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	国債証券50銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2020年3月23日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		64,890,418
金銭信託		34,927,486
国債証券		9,951,501,376
特殊債券		409,856,688
未収利息		56,510,002
前払費用		453,632
流動資産合計		10,518,139,602
資産合計		10,518,139,602
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		3,445,462
未払解約金		8,950,000
その他未払費用		4,582
流動負債合計		12,400,044
負債合計		12,400,044
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	5,867,702,010
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		4,638,037,548
元本等合計		10,505,739,558
純資産合計		10,505,739,558
負債純資産合計		10,518,139,602

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2020年3月23日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	<p>期首元本額 7,007,356,317円</p> <p>期中追加設定元本額 904,897,021円</p> <p>期中一部解約元本額 2,044,551,328円</p>
元本の内訳	<p>しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 220,122,930円</p> <p>しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 180,668,045円</p> <p>しんきん3資産ファンド（毎月決算型） 4,960,213,891円</p> <p>しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 449,438,149円</p> <p>しんきん3資産ファンド（1年決算型） 47,816,472円</p> <p>しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 9,442,523円</p> <p>合計 5,867,702,010円</p>

2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日にお ける受益権の総数	5,867,702,010口
---	----------------

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2019年 9月21日 至 2020年 3月23日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年 3月23日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2020年 3月23日現在
--	---------------

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	360,633,607円
特殊債券	12,594,693円
合計	373,228,300円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

2020年3月23日現在					
区分	種類	契約額(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	760,000,000		763,445,462	3,445,462
	米ドル	760,000,000		763,445,462	3,445,462
合計		760,000,000		763,445,462	3,445,462

(注) 時価の算定方法

- 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 同特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年9月21日 至 2020年3月23日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2020年3月23日現在
1口当たり純資産額 1.7904円 (1万口当たり純資産額 17,904円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	T-BOND 2.500 05/15/46	2,300,000.00	2,719,750.00	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 02/15/42	2,800,000.00	3,685,937.50	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 05/15/48	2,300,000.00	3,084,156.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.625 02/15/44	2,200,000.00	3,092,031.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.375 05/15/40	2,700,000.00	4,024,265.62	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.750 02/15/37	1,900,000.00	2,900,171.87	
国債証券	米ドル	T-BOND 5.250 02/15/29	2,600,000.00	3,507,156.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.250 08/15/23	1,100,000.00	1,313,039.06	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000.00	1,355,156.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 8.125 05/15/21	1,900,000.00	2,069,070.32	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.375 06/30/23	3,200,000.00	3,273,500.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,500,000.00	3,633,027.33	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 08/15/29	1,800,000.00	1,905,187.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 11/15/22	1,900,000.00	1,958,781.25	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.750 05/15/23	3,200,000.00	3,325,000.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 02/15/22	2,200,000.00	2,266,343.75	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 02/15/23	3,400,000.00	3,551,140.64	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 08/15/25	4,000,000.00	4,234,843.76	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.125 08/15/21	3,500,000.00	3,585,039.08	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.500 08/15/23	3,600,000.00	3,839,062.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 01/31/26	4,600,000.00	5,093,421.89	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 02/15/29	2,000,000.00	2,276,875.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 02/15/24	4,400,000.00	4,778,125.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 11/15/23	4,400,000.00	4,743,750.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.875 05/31/25	3,000,000.00	3,343,125.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 05/15/21	2,900,000.00	2,993,343.75	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 11/15/28	3,000,000.00	3,538,359.39	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.625 02/15/21	3,600,000.00	3,709,125.00	
米ドル 小計			79,000,000.00	89,798,785.21 (9,951,501,376)	

国債証券 合計				9,951,501,376 (9,951,501,376)	
特殊債券	米ドル	IADB 2.125 01/15/25	2,000,000.00	2,115,600.00	
特殊債券	米ドル	IBRD 1.875 10/27/26	1,500,000.00	1,582,800.00	
米ドル 小計			3,500,000.00	3,698,400.00 (409,856,688)	
特殊債券 合計				409,856,688 (409,856,688)	
合計				10,361,358,064 (10,361,358,064)	

注1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券28銘柄	96.0%	96.0%
	特殊債券2銘柄	4.0%	4.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2020年4月30日現在

しんきん3資産ファンド（毎月決算型）

資産総額	53,298,139,332 円
負債総額	35,154,913 円
純資産総額（ ）	53,262,984,419 円
発行済数量	76,112,060,712 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6998 円

（参考）しんきん好配当利回り株マザーファンド

資産総額	24,617,145,803 円
負債総額	9,643 円
純資産総額（ ）	24,617,136,160 円
発行済数量	13,661,594,049 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8019 円

（参考）しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

資産総額	10,067,963,077 円
負債総額	3,054 円
純資産総額（ ）	10,067,960,023 円
発行済数量	6,610,257,136 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5231 円

（参考）しんきん米国ソブリン債マザーファンド

資産総額	10,124,715,927 円
負債総額	3,170 円
純資産総額（ ）	10,124,712,757 円
発行済数量	5,709,601,851 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7733 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者名簿
該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 当社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2020年4月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	80	785,763
単位型公社債投資信託	13	64,771
単位型株式投資信託	40	77,180
合計	133	927,716

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		4,235,835		5,096,449
前払費用			15,065		22,449
未収委託者報酬			496,814		534,748
未収運用受託報酬	*2		21,912		13,102
未収収益			49		49
その他の流動資産			466		1,313
流動資産計			4,770,143		5,668,112
固定資産					
有形固定資産	*1		94,224		90,589
建物		73,046		71,717	
器具備品		21,178		18,871	
無形固定資産			44,161		26,964
ソフトウェア		42,657		25,565	
電話加入権		959		959	
その他		543		439	
投資その他の資産			37,557		46,552
投資有価証券		-		2,018	
長期前払費用		2,489		4,870	
繰延税金資産		35,068		39,662	
固定資産計			175,943		164,106
資産合計			4,946,087		5,832,218

科 目	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			347,332		382,042
未払手数料	*2	302,565		319,565	
その他未払金		44,767		62,477	
未払法人税等			189,582		206,238
未払消費税等			30,210		38,518
未払事業所税			1,946		2,007
賞与引当金			70,520		71,011
その他の流動負債			3,302		3,620
流動負債計			642,896		703,438
固定負債					
退職給付引当金			103,292		102,601
役員退職慰労引当金			11,768		18,487
固定負債計			115,061		121,089
負債合計			757,957		824,528
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			4,188,129		5,007,677
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,988,129		4,807,677
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,986,129		4,805,677	
別途積立金		3,080,000		3,830,000	
繰越利益剰余金		906,129		975,677	
評価・換算差額等			-		13
その他有価証券評価差額金		-		13	
純資産合計			4,188,129		5,007,690
負債・純資産合計			4,946,087		5,832,218

(2) 【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
		金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			4,886,524		5,202,260
運用受託報酬	*1		189,616		192,056
営業収益計			5,076,140		5,394,317
営業費用					
支払手数料	*1		2,401,911		2,566,470
広告宣伝費			30,312		32,074
調査費			511,262		555,537
調査研究費		350,062		375,631	
委託調査費		161,199		179,906	
営業雑経費			65,254		68,770
印刷費		57,929		61,381	
郵便料		195		99	
電信電話料		2,321		2,404	
協会費		4,808		4,885	
営業費用計			3,008,740		3,222,852
一般管理費					
給料			553,435		578,701
役員報酬		41,999		41,693	
給料・手当		366,711		385,731	
賞与		64,202		67,757	
法定福利費		72,291		75,923	
福利厚生費		4,086		4,080	
その他給料		4,142		3,513	
賞与引当金繰入			70,520		71,011
退職給付費用			58,150		64,269
役員退職慰労引当金繰入			5,580		6,718
交際費			4,202		3,260
旅費交通費			7,630		9,400
租税公課			23,615		25,155
不動産賃借料			62,842		62,753
固定資産減価償却費			45,198		33,479
諸経費			139,011		135,925
一般管理費計			970,187		990,674
営業利益			1,097,212		1,180,790
営業外収益					
受取利息	*1		127		136
その他営業外収益			300		280
営業外収益計			428		416
営業外費用					

雑損失			401		904
その他営業外費用			39		-
営業外費用計			440		904
経常利益			1,097,199		1,180,302

科 目	注記 番号	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,097,199		1,180,302
法人税、住民税および事業税			341,439		365,355
法人税等調整額			1,859		4,600
当期純利益			757,619		819,547

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			730,000	730,000		
別途積立金の取崩						
当期純利益				757,619	757,619	757,619
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			730,000	27,619	757,619	757,619
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高			3,430,510
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			757,619
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）			
当期変動額合計			757,619
当期末残高			4,188,129

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			750,000	750,000		
別途積立金の取崩						
当期純利益				819,547	819,547	819,547
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			750,000	69,547	819,547	819,547
当期末残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高			4,188,129
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			819,547
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	819,560
当期末残高	13	13	5,007,690

重要な会計方針

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>								
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>器 具 備 品</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建 物	3年	～	50年	器 具 備 品	3年	～	20年
建 物	3年	～	50年						
器 具 備 品	3年	～	20年						
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>								
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>								

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」35,068千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
建 物	64,186千円	63,831千円
器具備品	37,859千円	40,573千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
普通預金	3,142,308千円	3,907,610千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	5,559千円	5,548千円
未払手数料	142,775千円	166,032千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
運用受託報酬	160,021千円	171,273千円
受取利息	126千円	134千円
支払手数料	1,926,104千円	2,086,194千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	
資産計	4,754,562	4,754,562	
(4)未払手数料	302,565	302,565	
(5)その他未払金	44,767	44,767	
(6)未払法人税等	189,582	189,582	
(7)未払消費税等	30,210	30,210	
(8)未払事業所税	1,946	1,946	
負債計	569,072	569,072	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	
合計	4,754,257	4,754,257	

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,096,449	5,096,449	
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	
(4)投資有価証券	2,018	2,018	
資産計	5,646,318	5,646,318	
(5)未払手数料	319,565	319,565	
(6)その他未払金	62,477	62,477	
(7)未払法人税等	206,238	206,238	
(8)未払消費税等	38,518	38,518	
(9)未払事業所税	2,007	2,007	
負債計	628,807	628,807	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	5,096,091	5,096,091	
(2) 未収委託者報酬	534,748	534,748	
(3) 未収運用受託報酬	13,102	13,102	
合計	5,643,942	5,643,942	

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,032	1,000	32
小計	1,032	1,000	32
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	986	1,000	13
小計	986	1,000	13
合計	2,018	2,000	18

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	100,631	103,292
退職給付費用	12,149	14,918
退職給付の支払額	9,488	15,609
制度への拠出額		
退職給付引当金の期末残高	103,292	102,601

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601
退職給付引当金	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	12,149	14,918

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 37,464千円、当事業年度 39,525千円であります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2017年3月31日現在)	(2018年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,634,392,721	1,669,710,596
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	1,793,308,599	1,806,457,984
差引額	158,915,877	136,747,387
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2017年3月分)	(2018年3月分)
	0.0582%	0.0676%

(3) 補足説明	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高214,616,190千円および年金財政計算上の別途積立金55,700,312千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高197,854,570千円および年金財政計算上の別途積立金61,107,182千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>
----------	--	--

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,593	21,743
役員退職慰労引当金	3,603	5,660
退職給付引当金繰入限度超過額	31,628	31,416
未払事業税	9,726	10,663
未払事業所税	595	614
その他	3,152	3,174
繰延税金資産 小計	70,299	73,273
評価性引当額	35,231	33,605
繰延税金資産 合計	35,068	39,668
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金		5
繰延税金負債 合計		5
繰延税金資産の純額	35,068	39,662

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	171,273

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の 代行手数料 運用受託報 酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	1,926,104 千円 160,021 千円 144,916 千円 49,958 千円	未払 手数料	142,775 千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の 代行手数料	442,952 千円	未払 手数料	92,165 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,086,194千円 171,273千円 111,204千円 49,958千円	未払手数料	166,032千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業		なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	445,847千円	未払手数料	90,195千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1株当たり純資産額	1,047,032円43銭	1,251,922円67銭
1株当たり当期純利益金額	189,404円77銭	204,886円98銭

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 中間財務諸表
 (1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,590,817
前払費用		28,865
未収委託者報酬		536,055
未収運用受託報酬		4,843
未収収益		50
その他の流動資産		4,430
流動資産計		6,165,062
固定資産		
有形固定資産 * 1		88,734
建物	68,217	
器具備品	20,517	
無形固定資産		19,751
ソフトウェア	18,399	
電話加入権	959	
その他	392	
投資その他の資産		39,386
投資有価証券	2,575	
長期前払費用	6,650	
繰延税金資産	30,161	
固定資産計		147,873
資産合計		6,312,936

当中間会計期間末 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
（負債の部）		
流動負債		
未払金		376,434
未払手数料	322,681	
その他未払金	53,752	
未払法人税等		204,652
未払消費税等 * 2		32,351
未払事業所税		1,027
前受収益		64,849
賞与引当金		54,865
その他の流動負債		3,879
流動負債計		738,058
固定負債		
退職給付引当金		106,025
役員退職慰労引当金		14,513
固定負債計		120,539
負債合計		858,598
（純資産の部）		
株主資本		5,454,285
資本金		200,000
利益剰余金		5,254,285
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	5,252,285	
別途積立金	4,650,000	
繰越利益剰余金	602,285	
評価・換算差額等		52
その他有価証券評価差額金	52	
純資産合計		5,454,338
負債・純資産合計		6,312,936

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間		
自 2019年4月 1日		
至 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,803,141
運用受託報酬		66,134
営業収益計		2,869,275
営業費用		
支払手数料		1,385,329
広告宣伝費		14,588
調査費		288,796
調査研究費	193,377	
委託調査費	95,419	
営業雑経費		34,029
印刷費	30,062	
郵便料	91	
電信電話料	1,239	
協会費	2,636	
営業費用計		1,722,744
一般管理費		
給料		266,208
役員報酬	25,849	
給料・手当	193,005	
賞与	2,896	
法定福利費	40,028	
福利厚生費	2,538	
その他給料	1,890	
賞与引当金繰入		54,865
退職給付費用		32,585
役員退職慰労引当金繰入		7,366
交際費		1,647
旅費交通費		5,859
租税公課		13,690
不動産賃借料		31,357
固定資産減価償却費 * 1		14,882
諸経費		69,033
一般管理費計		497,495
営業利益		649,035
営業外収益		
受取利息		71
その他営業外収益		263
営業外収益計		335

営業外費用		
雑損失		170
営業外費用計		170
経常利益		649,199

当中間会計期間
自 2019年4月 1日
至 2019年9月30日

科 目	金 額	
	千円	千円
税引前中間純利益		649,199
法人税、住民税および事業税		193,106
法人税等調整額		9,484
中間純利益		446,608

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677
当中間期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			820,000	820,000		
別途積立金の取崩						
中間純利益				446,608	446,608	446,608
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計			820,000	373,391	446,608	446,608
当中間期末残高	200,000	2,000	4,650,000	602,285	5,254,285	5,454,285

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	13	13	5,007,690
当中間期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
中間純利益			446,608
株主資本以外の項目の当中間期変 動額（純額）	39	39	39
当中間期変動額合計	39	39	446,647
当中間期末残高	52	52	5,454,338

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、中間決算期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 2019年9月30日	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	67,331千円
	器具備品	43,813千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,444千円
	無形固定資産	7,437千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

(金融商品関係)

当中間会計期間末(2019年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,590,817	5,590,817	
(2)未収委託者報酬	536,055	536,055	
(3)未収運用受託報酬	4,843	4,843	
(4)投資有価証券	2,575	2,575	
資産計	6,134,292	6,134,292	
(5)未払手数料	322,681	322,681	
(6)その他未払金	53,752	53,752	
(7)未払法人税等	204,652	204,652	
(8)未払消費税等	32,351	32,351	
(9)未払事業所税	1,027	1,027	
負債計	614,464	614,464	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末(2019年9月30日)

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	1,590	1,500	90
小計	1,590	1,500	90
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	984	1,000	15
小計	984	1,000	15
合計	2,575	2,500	75

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	61,649

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間	
自 2019年4月 1日	
至 2019年9月30日	
1株当たり純資産額	1,363,584円56銭
1株当たり中間純利益	111,652円07銭
<p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
<p>(注)算定上の基礎</p>	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	446,608千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る中間純利益	446,608千円
期中平均株式数	4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)（販売会社）

(2) 資本金の額（出資の総額） 690,998百万円（2019年3月末現在）

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

株式会社富山銀行（指定登録金融機関）（販売会社）

(2) 資本金の額

6,730百万円（2019年3月末現在）

(3) 事業の内容

日本において銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。

3 - (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本金の額 324,279百万円（2019年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円（2019年3月末現在）

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫、株式会社富山銀行（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴマークを記載することがあります。
- (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
- (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手續・手数料等の概要を記載することがあります。
- (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。

2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年4月22日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん3資産ファンド（毎月決算型）の2019年9月21日から2020年3月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん3資産ファンド（毎月決算型）の2020年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月16日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。